

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 知事の職務代理者を指定する規則の一部を改正する規則
- 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県福祉相談センター条例施行規則を廃止する規則
- 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県漁港管理規則の一部を改正する規則
- 岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則

### 【訓令】

（以上県例規集登載）

人事課

〃

財産活用課

健康推進課

福祉企画課

子ども家庭課

障害福祉課

水産課

都市計画課

## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 岡山県副知事の主として担当する事項（県例規集登載）
- 岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等の一部改正（県例規集登載）
- 岡山県保健医療計画の策定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
- 優良図書推奨
- 有害図書指定
- 保安林の指定施業要件の変更予定
- 〃
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分
- 都市計画下水道の事業計画の変更認可
- 〃
- 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設の指定の廃止
- 岡山県自然環境保全審議会からの答申
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

### 【公告】

- 行政改革推進室
- 建築指導課
- 医療推進課
- 健康推進課
- 子ども家庭課
- 〃
- 治山課
- 〃
- 道路整備課
- 〃
- 港湾課
- 都市計画課
- 〃
- 人権・男女共同参画課
- 自然環境課
- 経営支援課



◎岡山県規則第十八号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年岡山県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第二号中「同法第六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は  
売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人  
補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十九号

知事の職務代理者を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

知事の職務代理者を指定する規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者を指定する規則（令和三年岡山県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「横田 有次」を「笠原 和男」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則（平成二十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第一項第四号及び第五号」を「第四条第一項第三号及び第四号」に改める。

第三条（見出しを含む。）及び第四条中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第五条第一項第五号中「第二十八条の五第一項に規定する再任用職員」を「第二十二條の四第三項に規定する職員、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号）附則第十一条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第一第五級地の項中「児島湖流域下水道センター」を「児島湖流域下水道浄化センター」に、「岡山県岡山セラミックスセンター」を「岡山セラミックスセンター」に改める。

別表第二中「岡山県立北部高等技術専門校美作校」の下に「岡山県農林水産総合センター、岡山県農林水産総合センター農業研究所」を、「岡山県農林水産総合センター水産研究所」の下に「岡山県農林水産総合センター農業大学校」を加える。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第五号の改正規定、別表第一の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第五条第一項第五号の改正規定は、令和五年四月一日から適用する。

◎岡山県規則第二十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和五十九年岡山県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は」を「、法第四十条の五第一項又は」に改める。

第六条中「本人に」を「本人及び家族等に」に、「通知書を、本人及び家族等に」を「通知書及び」に改める。

第二十条第一項中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第二項」に、「又は第四項」を「若しくは第四項又は第四十条の六第一項若しくは第三項」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 任意入院継続の必要性

第二十条第二項第四号中「病状又は状態像の経過の概要」を「治療の内容とその結果」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第二十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一九、三〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「二二、八〇〇円」を「二二、七〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第二十三号

岡山県福祉相談センター条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県福祉相談センター条例施行規則を廃止する規則

岡山県福祉相談センター条例施行規則（平成十五年岡山県規則第二十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十四号

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十二年岡山県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部一（一）の項2ロ中「同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センター」を「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）第八十条第二項に規定する設備を設けるもの」に改め、同2中ニを削り、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 児童福祉法第十条の二第二項に規定することも支援センター

別表第一の一の部二（二）の項2ニ中「同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センター」を「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第八十条第二項に規定する設備を設けるもの」に改め、同2ホ中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

別表第二の一の部八の項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十五号

岡山県漁港管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県漁港管理規則の一部を改正する規則

岡山県漁港管理規則（昭和四十年岡山県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第三条中「翌年一月」を「前年十一月」に改め、「様式第一号による届出書を」を削り、「様式第二号による」を「、知事が別に定める」に改め、同条ただし書中「総トン数三十トン未満の船舶及び公務に従事する船舶」を「知事が別に定める船舶」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により当該漁港を根拠地とする船舶に係る届出をしようとする者は、同項の届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 漁港の利用に係る誓約書

二 船舶を係留する場所の位置図

三 船舶検査証書（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書をいう。第六条第一項において同じ。）の写し

第四条第一項中「様式第三号による申請書を」を「知事が別に定める申請書に占用しようとする土地の平面図及び求積図（当該土地に工作物を設置する場合にあつては、当該工作物の断面図又は構造図及び設計書を含む。次項において同じ。）を添えて」に改め、同条第二項中「申請書を」を「申請書に占用しようとする土地の平面図及び求積図を添えて」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その内容に変更がないときは、書類の添付を省略することができる。

第五条中「様式第四号による」を「知事が別に定める」に改める。

第六条第一項中「様式第五号による申請書を」を「知事が別に定める申請書に係留する船舶の写真及び船舶検査証書の写しを添えて」に改め、同条第二項中「様式第五号の二による」を「知事が別に定める」に改める。

第七条中「様式第六号による」を「知事が別に定める」に改める。

第八条を削り、第九条中「、第五条及び前条」を「及び第五条」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条を第八条とする。

本則に次の一条を加える。

（その他）

第九条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第六号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条の規定は、令和七年一月一日以後の県の管理する漁港施設（航路を除く。以下この項において「県漁港施設」という。）に係る届出について適用し、同日前の県漁港施設に係る届出については、なお従前の例による。

◎岡山県規則第二十六号

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則

岡山県屋外広告物規則（昭和四十一年岡山県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加える。

第十一条第二項中「第十二条の三第四項」を「条例第十二条の三第四項」に、「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県訓令第2号

庁中一般  
出先機関

岡山県副知事の主として担当する事項を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

岡山県副知事の主として担当する事項

副知事	担当事項
笠原副知事	危機管理課及び消防保安課並びに総合政策局、環境文化部、産業労働部及び土木部に関する事項
上坊副知事	総務部、県民生活部、保健医療部、子ども・福祉部、農林水産部及び出納局に関する事項

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。  
(関係訓令の廃止)
- 2 岡山県副知事の主として担当する事項（令和五年岡山県訓令第十二号）は、廃止する。

◎岡山県告示第百二十六号

岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等（平成二十八年岡山県告示第百七十二号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第五条第一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第二号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同条第四号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）」に改める。

第七条第二項第一号中「第十条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準」を「第十条第二号に定める基準（前項に定める基準を除く。）」に改める。

第八条第二項第一号中「第十条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準」を「第十条第二号に定める基準（前項に定める基準を除く。）」に改め、同項第二号中「第十条第二号イ(1)及びロ(1)」を「第十条第二号」に改め、「第三号ロに定める基準」の下に「（前項に定める基準を除く。）」を加え、同項第四号中「第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)」を「第一条第一項第二号」に改める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項第一号並びに第八条第二項第一号、第二号及び第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百二十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定により、岡山県保健医療計画を定め、令和六年四月一日から施行する。

その計画の概要は次のとおりであり、その計画書は岡山県保健医療部医療推進課及び県内の各県保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県保健医療計画の概要

一 計画策定の趣旨

人口減少・高齢化が着実に進みつつあり、医療ニーズの質・量が徐々に変化するとともに、今後は、特に生産年齢人口の減少に対応するマンパワー確保や医師の働き方改革に伴う対応が必要になるなど、本県の保健医療を取り巻く環境は著しく変化している。

こうした中、県民一人ひとりが健やかで生きがいのある幸せな生活を送るためには、保健・医療・福祉が連携を取りながら、質の高いサービスを地域において切れ目なく提供するための体制を確立することが求められている。

また、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するためには、医療機能の分化・連携を進めるとともに、退院患者の生活を支える在宅医療及び介護サービス提供体制を充実させていくことが求められている。

これらの課題に適切に対応するため、国の定めた「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」を踏まえて、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び「市町村介護保険事業計画」との整合を図りつつ、第九次岡山県保健医療計画を策定した。

二 計画の基本理念

本県では、県政の最上位計画である「第三次晴れの国おかやま生き生きプラン」において、県民誰もが良質な保健・医療・福祉サービスを受けられ、地域全体で、すべての人の自立と支え合い、安全・安心をつくり出す地域共生社会の実現を目指すこととしている。

これを踏まえた本計画の基本理念は、「すべての県民が生き生きと安心して住み続けられる、良質な保健医療サービスが受けられる体制の確保」とし、限られた医療資源を効果的・効率的に活用しながら、住民・患者の視点に立った医療情報の提供や、疾病の予防から治療、リハビリテーション、介護まで、地域におけるより良質で効果的な保健医療体制の確立を目指す。

三 計画の性格

本計画は、次のような性格を有する。

1 医療法第三十条の四第一項の規定により、都道府県が策定する医療計画である。

また、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）に基づく、本県の計画としての性格を併せ持つものである。

2 県民の高い健康水準の確保を目指し、少子化や高齢化に対応した長期的、包括的な保健医療体制の整備を推進するための基本指針となる計画であり、県の保健医療行政の基本となる計画である。

3 市町村においては、保健医療行政の計画的な推進のための指針となることを期待するものである。

4 県民、関係機関、関係団体等においては、この計画に沿った自主的、積極的な活

四 計画の期間  
 動が展開されることを期待するものである。

令和六年度から令和十一年度までの六年間とする。ただし、計画期間内であっても、保健医療の動向、社会・経済情勢の変化や制度改革等に対応するため、必要に応じて検討を行い、計画を見直すこととする。

また、計画期間の中間年に当たる三年目に在宅医療等について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することとする。

五 保健医療圏

1 圏域設定の趣旨

県民が住み慣れたところで安心して生活していくためには、必要な保健医療サービスを適切に受けられることが重要である。

保健医療圏は、こうした県民の保健医療需要に的確に応えるために、保健医療資源の効率的かつ適正な配置を図るとともに、保健医療機関相互の機能分化と連携を推進し、保健医療提供体制の体系化を図るための地域的単位である。

2 保健医療圏の設定

(1) 一次保健医療圏

地域住民の日常的な健康相談、健康管理や頻度の高い一般的な傷病の治療、在宅でのリハビリテーション・緩和ケアを提供する機能などに対応する基礎的な圏域であり、その体制の整備を図るための地域的単位として、市町村の区域とする。

(2) 二次保健医療圏

原則として、入院医療の需要に対応し、比較的専門性の高い領域も含めて、一般的な保健医療が概ね完結できる体制づくりを目指す地域的単位で、本計画の最も基本となる圏域として位置付けられるものであり、次の表の五医療圏とする。

区分	構成市町村
県南東部保健医療圏	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
県南西部保健医療圏	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
高梁・新見保健医療圏	高梁市、新見市
真庭保健医療圏	真庭市、新庄村
津山・英田保健医療圏	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

(3) 三次保健医療圏

高度又は特殊な保健医療サービスを提供する圏域であり、その体制を整備していくための地域的単位は、県全域とする。

六 基準病床数

医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する基準病床数を次のとおり定める。

1 療養病床及び一般病床

区	域	基準病床数
県南東部保健医療圏		九、六三五

県南西部保健医療圏	七、三一一
高梁・新見保健医療圏	四四七
真庭保健医療圏	四三四
津山・英田保健医療圏	一、六〇九
合 計	一九、四三六

2 精神病床、感染症病床及び結核病床

県 全 域	区 域		基準病床数
	結核病床	精神病床	
	二六	三、九三一	
	三七		

七 施策の概要

1 地域医療構想の推進

医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想の実現に向けた病床の機能の分化及び連携の推進を図る。

2 医療提供体制の整備

安全・安心な医療の提供、医薬分業の定着支援を行うとともに、外来医療に係る医療提供体制の確保を図る。

3 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築

五疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患）並びに六事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）及び新興感染症発生・まん延時における医療）及び在宅医療等の医療連携体制の構築を図る。

4 地域保健医療・生活衛生対策の推進

臓器移植・造血幹細胞移植医療対策、感染症対策、難病対策、健康危機管理対策、医薬安全対策及び生活衛生対策を推進する。

5 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組の推進

健康増進、母子保健、学校保健、職域保健、高齢者支援、心身障害児（者）支援、発達障害児（者）支援、歯科保健、保健所の機能強化及び健康づくりボランティアの育成に対する総合的な取組を推進する。

6 保健医療従事者の確保と資質の向上

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員その他の保健医療従事者の確保と資質の向上を図る。

◎岡山県告示第百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

東邦薬局和気店

医療機関の所在地

和気郡和気町日室字下馬一四三

和気郡和気町日室一四三―一

平成三十年五月一日

―

◎岡山県告示第百二十九号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。  
令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作 者	発 行 所	対 象
1	おしえて！あむあむさん	間部 香代 浅野 みどり	作 絵	世 界 文 化 社	幼 児
2	ちっちゃいぼく おつきいぼく	たかくさき かえで	作	みらいパブリッシング	”
3	じぶんをすきになるおまじない	高橋 うらら 浜野 史	作 絵	大 泉 書 店	小 学 生 （ 低 ）
4	キミのからだはキミのもの	ルシア・セラーノ 宇野 和美 シオリーヌ	絵・文 訳 監修	ポ プ ラ 社	小 学 生 （ 中 ）
5	地球の中に、潜っていくと	入船 徹男 関口 シュン	文 絵	福 音 館 書 店	”
6	ハチ公ものがたり	綾野 まさる 木内 達朗	著 絵	ハ ー ト 出 版	小 学 生 （ 高 ）
7	ボクのおじいちゃん	ほしき いわく	著	小学館スクウェア	”
8	SNSにひそむ危険	遠藤 美季	監修	金 の 星 社	中 学 生

◎岡山県告示第百三十号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和六年三月二十九日

番号	種別	名称	岡山県知事	伊原木 隆 大	発行者等	書舎
1	雑誌	エキサイティングマックス！デラックス 2024真冬の特大号			文友舎	
2	〃	金のEX DVD VOL. 18			大 洋 図 社	書 社
3	〃	コミック艶 vol. 31			リ イ プ	社
4	〃	私的告白小説 第24号			ダ イ ア プ	ス
5	〃	恋愛白書パステル 2024年4月号			宙 あ お ぞ ら	出 版

◎岡山県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年三月二十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
岡山市北区建部町品田字中山一四一七の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山一四一七の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岡山市北区建部町品田字能勢谷一三二八の一二、一三二八の七七、一三二八の一〇

九、一三二八の一〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字能勢谷一三二八の一二（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岡山市北区建部町建部上字上村山一の一、字法寿六の一、字宮ヶ谷七の一、字谷三

二、三三、字能寺一二五の第二、一二六の第二、字木船一九二、字今福二二〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇上村山一の一・宇谷三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

小田郡矢掛町矢掛字小丸山六三一の五から六三一の七まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北房井倉哲西線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市哲多町荻尾字宮ノ前三七八番三地 先から	新	四・〇 二九五・二	四八二七・〇
新見市哲多町矢戸字草月三二三八番三地 先を経て			
新見市哲多町矢戸字下町土手元六九四番 四地先まで			
新見市哲多町矢戸字谷平三一六一番一 先から	新	二・二 一九・三	二七五〇・〇
新見市哲多町矢戸字下町土手元六九四番 四地先まで			
新見市哲多町荻尾字宮ノ前三七八番三 先から	旧	二・二 一九・三	三八〇〇・〇
新見市哲多町矢戸字下町土手元六九四番 四地先まで			

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西原久世線
- 三 道路の区域

令和6年3月29日 岡山県公報 第12586号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山口押撫線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市三崎字 真庭市大庭字 真庭市大庭字	真庭市三崎字下四四九番五地先から	新	八・〇〇 四〇・六	一一三〇・〇
	真庭市大庭字横小路道下四一二番一地先 を経て	新	八・〇〇 四〇・六	一一三〇・〇
	真庭市大庭字水別四九三番一地先まで	旧	四・一〇 一三・五	一一三一・〇
真庭市三崎字 真庭市大庭字	真庭市三崎字下四四九番五地先から	旧	四・一〇 一三・五	一一三一・〇
	真庭市大庭字横小路道下四一二番一地先 を経て	旧	八・〇〇 三四・五	一一三〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 目木大庭線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市大庭字 真庭市大庭字 真庭市大庭字	真庭市大庭字五二八番一地先から	新	一一・〇〇 三一・一	一一〇二・〇
	真庭市大庭字六四一番一地先を経て	新	一一・〇〇 二二・〇	一一〇二・〇
	真庭市大庭字六四一番一地先を経て	旧	四・〇〇 二五・〇	二二八・五
真庭市大庭字 真庭市大庭字	真庭市大庭字五二八番一地先から	旧	四・〇〇 二五・〇	二二八・五
	真庭市大庭字六四一番一地先を経て	旧	一一・〇〇 二二・〇	一一〇二・〇

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 山口押撫線  
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市篠坂字中光坊五六七番五地先から 笠岡市篠坂字北ノ坊六八番一地先を 経て	笠岡市篠坂字畔池四二三番一地先まで	新	一〇・三〇 三七・七	一〇〇・〇
笠岡市篠坂字中光坊五六七番五地先から 笠岡市篠坂字北ノ坊六八番一地先を 経て	笠岡市篠坂字畔池四二三番一地先まで	旧	一〇・三〇 三七・七	一〇〇・〇
笠岡市篠坂字中光坊五六七番五地先から 笠岡市篠坂字畔池四二三番一地先まで		新旧別	五・三〇 一四・二	二〇二・〇

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市篠坂字矢ノ平二六六番地先から 笠岡市篠坂字四通田二二七五番一地先を 経て	笠岡市押撫字花屋五〇八番一地先まで	新	一〇・八〇 五四・〇	二三四三・〇
笠岡市篠坂字矢ノ平二六六番地先から 笠岡市篠坂字四通田二二七五番一地先を 経て	笠岡市押撫字花屋五〇八番一地先まで	旧	一〇・八〇 五四・〇	二三四三・〇
笠岡市篠坂字矢ノ平二六六番地先から 笠岡市押撫字花屋五〇八番一地先まで		新旧別	四・八〇 二九・二	一一五二・〇

◎岡山県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	北房井倉哲西線	新見市哲多町荻尾字宮ノ前三七八番三地先から 新見市哲多町矢戸字草月三一三八番三地先を 経て 新見市哲多町矢戸字若子尻三五七八番一地先 まで	令和六年三月二十九日

◎岡山県告示第百三十五号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 青	一台	岡山南J一四五四八
二六インチ 青	一台	倉敷K五七二八二
二六インチ 青	一台	不明
二六インチ クリーム	一台	岡山南J〇二七〇三
二六インチ 銀	一台	不明
二六インチ 黒	一台	不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和六年二月十六日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 〇八六三―三一―三二二一

令和6年3月29日 岡山県公報 第12586号

◎岡山県告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、津山広域都市計画下水道事業鏡野町公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名称	鏡野町
事業の種類及び名称	津山広域都市計画下 水道事業 鏡野町公共下水道
事業施行期間	平成十五年四月十八日 から 令和十二年三月三十一 日まで
事業地	収用の部分 なし 使用の部分 平成二十八年岡山県 告示第二百三十二号の 事業地に、鏡野町真加 部、古川、寺元、布原、 吉原、円宗寺、竹田、 瀬戸、沖、河本、原、 薪森原、下原のそれぞ れ一部を加える

◎岡山県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業赤磐市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名称	赤磐市
事業の種類及び名称	岡山県南広域都市計画 下水道事業 赤磐市公共下水道
事業施行期間	昭和四十六年八月二十 三日から 令和八年三月三十一日 まで
事業地	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

〔一五二〕平成十四年岡山県公告第百九十七号（配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設の指定）は、廃止する。

令和六年三月二十九日

附 則

岡山県知事 伊原 木 隆 太

この公告は、令和六年四月一日から施行する。

〔二五三〕岡山県自然環境保全審議会から次のとおり答申があった。  
令和6年3月29日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 諮問年月日  
令和6年2月20日
- 二 答申を受けた年月日  
令和6年3月4日
- 三 諮問及び答申の事項  
氷ノ山後山那岐山国定公園地内における公園事業の廃止及び決定について
- 四 その他  
諮問及びその答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

# 令和6年3月29日 岡山県公報 第12586号

〔一五四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ポルカ

所在地 高梁市中原町一〇八五番地の一ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

#### (1) 名称 協同組合ポルカ

住所 高梁市中原町一〇八四番地の一

代表者の氏名 代表理事 小林 重樹

#### (2) 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

#### (3) 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

## 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名（変更前）

ア 名称 有限会社横田履物店

住所 総社市中央二丁目一〇番二〇号

代表者の氏名 代表取締役 横田 浩幸

イ 名称 丸心安藤商事株式会社

住所 高梁市南町一六七番地の三

代表者の氏名 代表取締役 安藤 建司

（変更後）

ア 名称 有限会社靴のキシモト

住所 岡山市東区西大寺中野五三〇番地

代表者の氏名 代表取締役 岸本 明憲

イ 退店のため削除

## 4 変更年月日

令和五年十一月二十六日ほか

## 二 届出年月日

令和六年三月二十一日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和六年三月二十九日から同年七月二十九日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一五五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があつた。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 土地改良区の名称
- 大島池土地改良区

- 二 就職清算人

就職清算人氏名

住 所

齋藤 孝士	笠岡市西大島四四一九―二
仁科 文秀	〃 〃 一二二四―一
広常 邦男	〃 〃 一二九三
高森 敏明	〃 〃 横島一〇六九
櫛田 誠	〃 〃 西大島四二三

〔一五六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

和気郡和気町南山方及び北山方地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び確定測量）	測量の種類
令和六年三月十八日	終了年月日

〔一五七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により井原市から井原都市計画道路についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

井原都市計画道路

二 都市計画の変更年月日

令和六年三月十五日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、井原市建設経済部都市施設課において縦覧に供する。

〔一五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月二十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇九番四、五一〇番四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原四八八番地三 K a d o y a k a n B棟一〇一号

小田 拓磨

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月十五日岡山県指令建指第三三六号

〔一五九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六二二番二三、一六二二番二四、一六二二番三五、一六二二番三八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社一六二二番地二三  
近江 雅崇

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月十六日岡山県指令建指第三七七号



◎岡山県企業訓令第三号

岡山県企業局文書保存分類表（平成八年岡山県企業訓令第二号）の一部を次のように改正する。  
令和六年三月二十九日

企業局一般

A総括の表4人事の部1総括の項中14を15とし、11から13までを一寸づつ繰り下げ、同項10の次に次のように加える。

岡山県公営企業管理者

片山誠一

11 令和年度出用職員

30

附則

この訓令は、公布の日から施行し、令和四年度以降に完結した文書から適用し、令和三年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県企業訓令第4号

企業局一般

岡山県企業局文書保存分類表（平成八年岡山県企業訓令第二号）の一部を次のように改正する。  
令和六年三月二十九日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

△総括の表3「情報公開の部1総括の項中「個人情報取扱事務記録簿」を「個人情報マネジメント簿」に改め、同表4人事の部2給与の項中

4	給与支給データ記録簿	7
5	給与諸手当支給明細書	5
6	科目別所属別支払額明細表	5

を

4	給与支給記録簿	7
5	給与明細書	5
6	給与システム出力帳票	5

に、

12	時間外勤務実績簿	5
13	夜間勤務実績簿	5
14	特殊勤務実績簿	5
15	宿日直実績簿	5
16	扶養控除等申告書	7

を

12	時間外勤務等実績簿	5
13	特殊勤務実績簿	5
14	年末調整関係申告書	7

に改め、17から19を並び、「住民税特別徴収内訳簿」を「住民税

特別徴収税額内訳簿」に改め、20から24を並び、

25	源泉徴収票	7
----	-------	---

を

20	源泉徴収に係る法定調書	7
21	年末調整	5

に、「臨時的等扶養控除申告書」を「臨時的等年末調整関係申告書」

「臨時等所得税源泉徴収簿」や「臨時等源泉徴収に係る調書」は、26から28を四つ繰り上げ、29を二つ、30から32を五つ繰り上げ、33及び34を削り、同表中「※5年又は当該収入若しくは支出の原因となる事案の決定に係る文書の保存年限が5年を超えるときは、当該文書の保存年限とする。」を

「※(1) 法令上の時効期間(消滅時効の期間をいう。)による。ただし、時効期間が5年を超えるものについては5年とする。」

(2) (1)にかかわらず、収入関係書類又は支出関係書類の保存年限については、当該収入又は支出の原因となる事案の決定に係る文書の保存年限が上記の保存年限を超えるときは、当該文書の保存年限による。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、法令で保存年限が定められたものについては、法令で定める保存年限を下限とする。」

B 電気事業の表2経営の部1経営の項中		
3	電力受給契約書・細目協定書	30
4	電気料金設定資料	30
5	売電基本協定書	30
6	覚書・協定書等	30

を

「3 契約・協定書等」に改め、7から10を三つ繰り上げる。

C 工業用水事業の表2経営の部1経営の項中		
10	契約・協定書等	30

を

「10 契約・協定書等」に改める。

E 工業用水道事務所の表3給水管理の部2気象管理の項中5を削り、6を5とする。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行し、令和五年度以降に完結した文書から適用し、令和四年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県選管告示第十五号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和六年三月二十二日から適用する。  
令和六年三月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中

岡山赤十字玉野病院 池宗病院 財団法人浅羽医学研究所 岡南病院	玉野市築港五―一六―二五 玉野市奥玉三―二一―七 玉野市田井二―四五―八四	を
岡山赤十字玉野病院	玉野市築港五―一六―二五	に、
医療法人吉備会中谷外科 病院 医療法人松和会松田病院	玉野市田井三―一一―二〇 玉野市和田三―一一―二〇	を
医療法人吉備会中谷外科 病院	玉野市田井三―一一―二〇	に改める。

# 令和6年3月29日 岡山県公報 第12586号

◎岡山県選管告示第十六号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。  
 令和六年三月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部	代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	異動年月日
政治団体の名称	佐々木 功	会計責任者の氏名	佐々木 功	令和五・二・三一
自由民主党21世紀岡山				
をつくる会				

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	異動年月日
大月たかし後援会	大月 隆司	代表者の氏名	大月 隆司	令和六・二・八
岡山県土地改良政治連盟	田 窪 行 雄	主たる事務所の所在地	岡山市北区田益一一五三	令和六・二・二一
岡山法面保護協会	岡 村 孝 幸	代表者の氏名	岡 村 孝 幸	令和六・二・二一
おがわ直行後援会	尾 川 彰 一	代表者の氏名	尾 川 彰 一	令和六・二・二一
くろお典子後援会	村 上 典 子	主たる事務所の所在地	笠岡市中央町一五一一〇	令和六・二・二一
幸福実現党岡山後援会	谷 田 由 美 子	代表者の氏名	谷 田 由 美 子	令和六・二・二一
幸福実現党岡山東後援会	小 笠 原 茂	代表者の氏名	小 笠 原 茂	令和六・二・二一
子どもたちの未来を守る市民の会	真 田 意 索	政治団体の名称	子どもたちの未来を守る市民の会	令和六・二・二一
下山哲司後援会	小 川 弘 晃	代表者の氏名	小 川 弘 晃	令和五・二・一五
塩飽満路後援会	橋 本 詞 夫	代表者の氏名	橋 本 詞 夫	令和六・二・二一
進藤かねひこ岡山県後援会	田 窪 行 雄	主たる事務所の所在地	岡山市北区田益一一五三	令和六・二・二一
住重労働政治活動委員会	大 熊 清 弘	代表者の氏名	大 熊 清 弘	令和六・二・二一
玉島支部				
生活排水対策協議会	別 府 洋 吾	代表者の氏名	別 府 洋 吾	令和六・二・二〇
高成壯磨後援会	高 成 壯 磨	代表者の氏名	高 成 壯 磨	令和五・一・一〇
谷本彰良後援会	森 下 太 郎	代表者の氏名	森 下 太 郎	令和六・二・二一
西山博行後援会	藤 井 仁 恵	主たる事務所の所在地	笠岡市吉田六七三一	令和六・二・二一
藤澤正則後援会	磯 田 耕 治	代表者の氏名	磯 田 耕 治	令和六・二・二四



◎岡山県選管告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。  
令和六年三月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長

大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

明日の政治を語る会

岩本のりこ後援会

小野光三後援会

笠木よしたか後援会

政治結社雄龍会倉敷支部

谷本有造後援会

みまさか・幸せづくりの会

代表者の氏名

権田直良

岩本典子

小野沙希恵

植月忠次

白砂龍三

谷本有造

窪田功

解散年月日

令和五・一二・一六

令和六・二・七

令和五・四・三〇

令和六・二・一六

令和五・二・一四

令和六・二・一五

〃 二・一〇

◎岡山県選管告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。  
令和六年三月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
真田意索	子どもたちの未来を守る市民の会	公職の種類	倉敷市議会議員	岡山県議会議員	令和六・二・二二
〃	政治団体の名称		子どもたちの未来を守る市民の会	真田いさく後援会	〃

◎岡山県選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。  
令和六年三月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

岩本典子

資金管理団体の名称

岩本のりこ後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和六・二・七

◎岡山県監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和六年三月二十九日

岡山県監査委員	笹
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	本
岡山県監査委員	雅
岡山県監査委員	茂
岡山県監査委員	智
岡山県監査委員	飛
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	美
岡山県監査委員	保
岡山県監査委員	正
岡山県監査委員	彦
岡山県監査委員	智

1 知事部局関係

監査実施機関	監査実施年月日
--------	---------

(県民生活部関係)

県民生活部	令和5年10月30日
-------	------------

監査結果（指摘事項）

① 自立促進資金貸付金償還金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

自立促進資金貸付金償還金収入未済状況

令和3年度末	13,334,447円
令和4年度末	12,103,347円
比較増減	△1,231,100円

② 生業修学資金貸付金償還金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

生業修学資金貸付金償還金収入未済状況

令和3年度末	15,702,060円
令和4年度末	13,586,060円
比較増減	△2,116,000円

措置の内容

① 文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な事案については、弁護士への業務委託も活用し、債権の回収に取り組み、令和5年度は、12月末現在で22名から 205,650円（うち完済1名30,550円）を回収した。

また、免除（貸付金の返還免除に関する条例第2条）に該当した1件355,450円は、返還免除の処理をした。

今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額のさらなる縮減に努める。

② 文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況

等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な事案については、弁護士への業務委託も活用し、債権の回収に取り組み、令和5年度は、12月末現在で31名から378,000円（うち完済1名16,000円）を回収した。

また、免除（貸付金の返還免除に関する条例第2条）に該当した1件143,000円は、返還免除の処理をした。

今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額のさらなる縮減に努める。

岡南飛行場管理事務所	令和5年8月7日
------------	----------

監査結果（指摘事項）

①収入証紙で支払うべき小型航空機の停留料について、特別徴収の期間であった平成30年5月分から7月分までの160,908円が未納となっており、また、条例に則った適切な対応が取られず、停留料の未納額が増加する状況が継続しているものが認められた。未納の解消とともに、未収入として計上されなかったことが、問題の長期化につながったと考えられることから、同様の事案が発生しないよう、再発防止に向けた規程の整備や仕組みの確立に向けて検討が必要である。

措置の内容

①平成30年5月分から7月分までの未納額（160,908円）については、令和5年5月29日、岡山簡易裁判所に対し、当該未納額の支払を求める判決並びにこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起し、未納の解消に努めているところである。

また、未納額が増加している状況に関しては、現在の使用方法が、飛行場の管理に著しい支障が生じていると判断し、使用者に対して停留を終える日時を明示するよう、令和6年1月25日付けで岡山県岡南飛行場条例第3条第2項に定める指示を行ったが、本人居所不明のため、指示文書が到達することなく返送されたことから、改めて公示送達の手続きを進めているところである。今後、指示に従わなかった場合は、同条例第3条第3項の規定により、施設の使用停止等の命令を行うこととしており、その命令に従わなかった（航空機を移動させなかった）場合は飛行場の施設の不法占有状態となり、停留料債権の額が確定することから、岡山県債権管理条例に基づき、督促、強制執行等の債権管理を行う方針であり、引き続き未納の解消に向けて条例等に基づき適切に対応していくこととしている。

さらに、再発防止に向けては、停留期間の上限を定める規定等を新設することとして、令和6年2月20日付けで岡山県岡南飛行場管理業務処理規程を改正したところであり、今後、管理事務所において事務を行っていくに当たり疑義が生じた場合には、速やかに航空企画推進課と情報を共有し検討を行うとともに、内部統制担当部局から助言を仰ぎ、県民生活部全体として、遅滞なく課題の共有及び対応していくことを再確認したところである。

(保健医療部関係)

保健医療部	令和5年11月2日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①自動販売機売上手数料について、納入通知書が未発行であったため調定決議をやり直し、3か月以上遅れて納入通知を行ったため、県への収入時期が遅れたものが認められた。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金(令和2、3年度分)の交付について、退院日の取扱い誤りや適用単価の誤り等により過大交付となったものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①組織としてのチェック体制が十分でなかったため、納入通知書の発行、送付等に係るチェック項目がある「会計事務着眼点チェックリスト」を活用することで、組織としてのチェック体制確立に努める。</p> <p>②退院日の取扱いや適用単価に誤りがないよう、交付対象となる医療機関に通知を行った。</p> <p>また、令和5年度からは間違いやすい点についての確認表を作成し、申請時に添付させることとした。</p>	

(子ども・福祉部関係)

子ども・福祉部	令和5年11月2日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①母子父子寡婦福祉資金貸付金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度末</td> <td style="text-align: right;">6,393,585円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度末</td> <td style="text-align: right;">6,418,581円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">比較増減</td> <td style="text-align: right;">24,996円</td> </tr> </table>		令和3年度末	6,393,585円	令和4年度末	6,418,581円	比較増減	24,996円
令和3年度末	6,393,585円						
令和4年度末	6,418,581円						
比較増減	24,996円						
<p>措置の内容</p> <p>①債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っているところである。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。</p>							

福祉相談センター	令和5年8月3日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①児童保護弁償金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。</p> <p>児童保護弁償金収入未済状況</p> <table border="1" data-bbox="322 506 815 781"> <tr> <td>令和3年度末</td> <td>5,011,900円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度末</td> <td>5,405,470円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>393,570円</td> </tr> </table>		令和3年度末	5,011,900円	令和4年度末	5,405,470円	比較増減	393,570円
令和3年度末	5,011,900円						
令和4年度末	5,405,470円						
比較増減	393,570円						
<p>措置の内容</p> <p>①令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症防止のため、十分な督促ができなかったが、令和5年度からは、適宜、文書や電話、訪問による督促を行うとともに、滞納状況一覧表に加え、新たに対応マニュアルを作成し、児童相談所内で情報共有を図っている。</p> <p>特に、年3回設定している「児童保護弁償金徴収強化月間」では、催告の状況を所内で周知・確認した上での集中的な取組により、一定の成果が上がっている。（4月～12月の回収額のうち、約5割が7・11月の同月間中の収入）</p> <p>また、新規の納入義務者には、児童の施設入所に際して発生する費用とその負担についてのチラシを作成の上、丁寧に説明するとともに、口座振替による納入を促す等の啓発に取り組んでいる。その結果、令和5年度には、新たな滞納者は、発生していない。</p> <p>さらに、滞納が始まった初期の段階で、納入義務者の生活状況を確認し、一括納付が困難な場合は分割納付を提案するほか、今後、資力があるにもかかわらず、悪意で滞納している場合には、当該児童の福祉も勘案しながら、滞納処分を検討する。</p> <p>令和5年12月末現在収入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童保護弁償金 13件 232,500円</li> </ul>							
倉敷児童相談所	令和5年8月29日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①児童保護弁償金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。</p> <p>児童保護弁償金収入未済状況</p> <table border="1" data-bbox="322 1906 815 1995"> <tr> <td>令和3年度末</td> <td>4,679,445円</td> </tr> </table>		令和3年度末	4,679,445円				
令和3年度末	4,679,445円						

令和4年度末	5,358,865円
比較増減	679,420円

措置の内容

①施設入所等のやりとりの時点で児童保護弁償金がかかる旨を丁寧に説明するとともに、新たな収入未済の発生防止のため、新規の納入義務者に対しては口座振替による期限内納付を積極的に勧め、滞納者に対しては担当福祉司と連絡を密にして滞納者の職業や生活の状況を把握し、納付の確実な履行につながるよう努めた。

また、文書催告に加えて金融機関等を対象とした財産調査を行い、滞納処分の執行について検討を行うなど、公平かつ適正な執行に努めた。

令和5年12月末現在収入状況

- ・児童保護弁償金 78件 576,920円

津山児童相談所	令和5年8月25日
---------	-----------

監査結果（指摘事項）

①児童保護弁償金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和3年度末	9,206,410円
令和4年度末	8,457,310円
比較増減	△749,100円

措置の内容

①児童保護弁償金については、対象児童の福祉に対する影響が生じることを過度に懸念した結果、差押え等滞納処分を積極的に行わず、定期的な納入催告を実施するだけであったため、効果的な収納につながりにくい状況であったが、本年度は、児童福祉法で例によることとされている地方税法及び地方税法で例によることとされている国税徴収法に基づく差押え等滞納処分を見越した収納管理を開始した。

まず、滞納者に対する文書催告に際しては、黄色・赤色といった警告色の強い

封筒を使用するとともに財産差押えへの移行を強く警告する内容の催告書を発付することにより、20名の納入計画の合意を得ることができた。履行が滞れば再度警告を発するなどして、12月末現在で、年度当初の滞納額（弁償金及び延滞金）のうち延べ99件、510,200円の納入があった。

また、本年度は県税における財産調査の手法を取り入れて金融資産等の調査（12月末時点の調査対象者は26名）を実施しているほか、美作県民局税務部へ県税の滞納処分状況等の情報収集を行ったところである。

今後は、財産調査結果に基づき、担当児童福祉司の意見を踏まえながら、悪質な滞納者に対して差押えを実施するとともに、滞納者の財産状況に応じて滞納処分の執行停止を行うなど、適切な収納管理に努めることとしている。

なお、現年度分については、施設入所等の措置をする際に児童福祉司より費用負担の必要性についても十分に説明するよう指示しているほか、口座振替の利用促進（新規口座振替3名）、滞納の初期段階での積極的な催告などにより、できる限り新たな滞納の発生を防止するよう努めている。

県立成徳学校

令和5年8月22日

監査結果（指摘事項）

- ①給食調理業務委託の契約において、支払額が100万円以上であるにもかかわらず検査調書を作成していないものが認められた。
- ②過去の注意・指導事項のうち、支出の手続が適正でないものについて、本年度の監査においても、バス借上に係る使用料の支払について、履行確認の表示がなく、改善できていないものが認められた。

措置の内容

- ①組織としてチェック体制が確立できていなかったため、改善策として起案時に会計事務着眼点（チェックリスト）を添付し、関係職員各々での確認を行う。
- ②今まで請求書に検査（確認）印を押印し履行確認を行っていたが、一目でわかりにくいことが原因であったため、今年度からは、命令書や精算書の検査（確認）欄に記入するようにし、決裁者が一目で分かるようにした。

（産業労働部関係）

産業労働部

令和5年10月26日

監査結果（指摘事項）

- ①岡山県時短要請協力金返還金について、収入未済額が新たに発生しており、収入未済の早期解消に向けて、改善が必要である。

岡山県時短要請協力金返還金収入未済状況

令和3年度末

0円

令和4年度末	1,821,000円
比較増減	1,821,000円

②中小企業支援資金貸付金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	446,098,382円
令和4年度末	664,331,112円
比較増減	218,232,730円

措置の内容

①収入未済となっている返還金について、資力が乏しい債務者に対しては分納での回収を図るとともに、返還の意思が見られない債務者に対しては訴訟を提起したところであり、こうした取組の結果、12月末時点の回収額は455,000円となっている。今後も分納管理を徹底するとともに、訴訟により債務名義が得られた債務者に対しては、強制執行を念頭に回収を図っていくこととしている。

②新たな収入未済の発生については、貸付組合等に対して定期的に運営診断を実施し、経営状況を把握して指導を行うことにより防止している。

現在、収入未済となっている貸付金については、貸付先及び連帯保証人等との交渉や督促により、早期回収に努めるとともに、債権回収会社のノウハウや交渉力を活用し、連携して連帯保証人等への督促を行っている。

今年度は原材料費や光熱費の高騰の影響で多くの事業者の業績が悪化する中で12月末時点の回収額は13,326,524円となっている。

なお、自己破産等の法的整理や連帯保証人の行方不明などにより、回収の目処が立たないものについては、債権放棄等の不納欠損処分を行うこととしている。現年度分の1件は破産手続が継続中であるため、今後、全ての手続終了後に未収額の不納欠損処分を行う予定である。

(農林水産部関係)

農林水産部	令和5年10月24日
-------	------------

監査結果 (指摘事項)

①三徳園の職員駐車場の使用料について、収入伺を作成したものの4月分から7月分の調定決議書の作成を適正な時期に行っていなかったため、県への収入時期が遅れたものが認められた。
措置の内容 ①確認不足が原因であるため、業務確認リストを作成するとともに、調定決議書の作成について担当と班長による複数人での確認等により再発防止に努める。

(土木部関係)

土木部	令和5年10月26日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①住宅使用料について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。</p> <p>住宅使用料収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>令和3年度末</td> <td style="text-align: right;">45,808,667円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度末</td> <td style="text-align: right;">51,345,009円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">5,536,342円</td> </tr> </table>		令和3年度末	45,808,667円	令和4年度末	51,345,009円	比較増減	5,536,342円
令和3年度末	45,808,667円						
令和4年度末	51,345,009円						
比較増減	5,536,342円						
<p>措置の内容</p> <p>①指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、戸別訪問による徴収などに加え、県職員による督促、明渡請求訴訟等の提起を行っている。また、債権回収会社及び弁護士への委託等により、令和5年12月末現在、9件404,728円を回収しており、今後一層の収入確保に努める。</p>							

(県民局及び地域事務所)

備前県民局	令和5年10月20日		
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①県税（現年課税分）について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。</p> <p>県税（現年課税分）収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>令和3年度末</td> <td style="text-align: right;">619,557,913円</td> </tr> </table>		令和3年度末	619,557,913円
令和3年度末	619,557,913円		

令和4年度末	665,812,624円
比較増減	46,254,711円

②県税（滞納繰越分）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

令和3年度末	627,389,549円
令和4年度末	587,661,856円
比較増減	△39,727,693円

③生活保護費返還金・徴収金等について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

生活保護費返還金・徴収金等収入未済状況

令和3年度末	3,228,549円
令和4年度末	2,732,906円
比較増減	△495,643円

④母子父子寡婦福祉資金貸付金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	9,614,107円
令和4年度末	9,172,091円
比較増減	△442,016円

⑤農業改良資金貸付金違約金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

農業改良資金貸付金違約金収入未済状況

令和3年度末	17,694,403円
令和4年度末	17,384,403円
比較増減	△310,000円

措置の内容

①滞納案件については、幅広い財産調査を行い、財産を発見した場合は、迅速かつ効果的に差押えを行う等、案件の早期解決に取り組んでいる。また、捜索やタイヤロック等の強化月間を設け、大口・困難案件の財産発見に努め、収入未済額の縮減に努めるとともに財産調査により担税力を喪失していると認められる者については、徴収の緩和措置を講じて滞納繰越額の縮減を行うこととしている。

なお、市町が賦課徴収を行っている個人県民税については、管内市町との連携が不可欠であることから、市町からの徴収引継などにより、収入未済額の縮減に努めている。

②滞納案件については、幅広い財産調査を行い、財産を発見した場合は、迅速かつ効果的に差押えを行う等、案件の早期解決に取り組んでいる。また、捜索やタイヤロック等の強化月間を設け、大口・困難案件の財産発見に努め、収入未済額の縮減に努めるとともに財産調査により担税力を喪失していると認められる者については、徴収の緩和措置を講じて滞納繰越額の縮減を行うこととしている。

なお、市町が賦課徴収を行っている個人県民税については、管内市町との連携が不可欠であることから、市町からの徴収引継などにより、収入未済額の縮減に努めている。

③生活保護費の返還金及び徴収金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を行った。その結果、令和4年度収入未済額について、令和5年12月末現在で、4名から121,460円（うち完済1名、5,000円）を回収した。また、地方自治法第236条第1項の規定に基づく消滅時効が完成した1名69,740円について、岡山県財務規則第63条第1項第2号の規定により不納欠損の処分を行った。

新たな返還金及び徴収金の発生を防ぐため、面接等により生活保護世帯の状況把握を行った。

生活保護費の返還金については、家庭訪問による償還指導の結果、令和5年5月までに1名から8,540円を回収し、完済となった。

④貸付金の元利金及び違約金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を繰り返し行うとともに、生活状況を聴取して分割納入等の指導を行った。併せて、連帯保証人に滞納状況を通知するなどの償還指導に努め

た。また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組を強化している。その結果、令和4年度収入未済額について、令和5年12月末現在で、95件769,309円を回収した。

また、新たな滞納の発生を防ぐため、新規の貸付に当たっては、借主、連帯借主への面接を行うとともに、連帯保証人に対しても意思確認を行い、償還に対する意識醸成の徹底を図った。

⑤滞納者に償還計画を作成させ、計画的な償還を促している。また、償還が滞るおそれがある場合は、借受者や連帯保証人との面談、電話連絡等により償還が継続されるよう努めている。

それぞれ分納により納付が行われており、令和5年12月末現在で、3名から103,000円の納付があった。

備中県民局

令和5年10月10日

監査結果（指摘事項）

①県税（滞納繰越分）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

令和3年度末	392,002,559円
令和4年度末	383,186,229円
比較増減	△8,816,330円

②県税関係諸収入（延滞金、加算金）について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

県税関係諸収入（延滞金、加算金）収入未済状況

令和3年度末	1,362,440円
令和4年度末	6,310,186円
比較増減	4,947,746円

③母子父子寡婦福祉資金貸付金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	4,527,382円
令和4年度末	4,709,279円
比較増減	181,897円

- ④農業改良資金貸付金元金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

農業改良資金貸付金元金収入未済状況

令和3年度末	5,040,000円
令和4年度末	4,875,000円
比較増減	△165,000円

- ⑤震橋側道橋放火に係る原因者負担金について、多額の未収額があるものの、収入がなされていないことから、収入未済の早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

震橋側道橋放火に係る原因者負担金収入未済状況

令和3年度末	3,567,040円
令和4年度末	3,567,040円
比較増減	0円

- ⑥令和3年度建設事業費市町村負担金精算に伴う還付金の支払において、支出調書を作成することなく支払ったものが認められた。

措置の内容

- ①搜索も活用して滞納者に対し幅広く財産調査を実施し、債権のみならず、動産や自動車の差押え・公売を厳正に執行するなど、収入率の向上に努めている。また、未収額の多くを占める個人県民税の滞納額縮減に向け、市町への県職員併任派遣や研修会の開催、滞納整理にかかる助言等により、市町と連携し徴収対策に努めている。
- ②未収額の多くを占める延滞金滞納額の縮減に向け、本税徴収時に延滞金も含めて滞納がなくなるよう配慮して滞納整理を行うとともに、滞納となっているも

のについては、定期的に催告書を送付し、差押可能財産が見つかり次第滞納処分を行うなど、税外収入の収入率向上に努めている。

- ③滞納者に対し、電話や文書に加え居宅訪問による償還指導を行っている。特に連絡が取りにくい滞納者へは、早朝、昼休憩時の電話、職場訪問等により接触の機会を増やした。病気や転職により所得が下がったことをきっかけに滞納が始まるケースが散見される中、所得調査等により、家計状況を確認しつつ、償還方法の見直しの相談に当たるなど償還につながる指導を丁寧に行っている。また、回収困難な事例に関する専門的知識や助言を得るため、本庁担当課や嘱託弁護士へ相談を行うなど引き続き収入未済の削減に努めているところである。

なお、弁護士に委託した件では、令和5年7月6日に元金900,000円（72回次分）を全額回収した。

令和5年12月末現在収入状況

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 142件 1,988,490円

- ④農業改良資金貸付金の滞納事案については、すべて履行延期の特約承認を行っており、新たな償還計画に沿った償還が確実に行われている。

今後も電話等により債務者の収入や資産状況を把握しながら、償還額の増額について引き続き指導を行い、一層の収入確保に努める。

令和5年12月末現在収入状況

- ・農業改良資金貸付金元金 1件 150,000円

- ⑤債務者が刑法犯として実刑判決を受け、令和5年10月まで服役していたため、収入未済となっている。服役中に財産調査を行ったところ、預貯金は数百円、生命保険の加入はないことが判明している。

釈放後、債務者と面談を行ったが、就職活動中であり、弁済能力はないことを確認した。また、債務者の扶養者（母の内縁の夫）にも連絡をとり、債務者に代わって弁済する等促したが、退職しているため不可能との回答であった。

今後も、債務者と連絡をとり、弁済能力を把握するなど、引き続き債権回収に努めていく。

- ⑥今回誤りのあった事案に関する岡山県財務規則の条項を班全体に改めて周知するとともに、チェックリストに追記した。

また、支払事務を行う際には副担当を含めた複数名で請求書等の必要書類の有無並びに相手方や請求金額等の記載事項を確認することを徹底し、適正な事務処理に努めた。

美作県民局	令和5年10月2日
-------	-----------

監査結果（指摘事項）

- ①県税（現年課税分）について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

令和3年度末	58,816,379円
令和4年度末	74,841,701円
比較増減	16,025,322円

- ②県税（滞納繰越分）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

令和3年度末	106,749,539円
令和4年度末	87,587,452円
比較増減	△19,162,087円

- ③生活保護費返還金・徴収金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

生活保護費返還金・徴収金収入未済状況

令和3年度末	3,057,805円
令和4年度末	3,649,756円
比較増減	591,951円

- ④屋外広告物事務において、許可申請書類を未処理のまま放置し、収入証紙の返還に至ったものが認められた。
- ⑤令和2年度から令和4年度までに行った屋外広告物事務に係る事務処理において、正当な理由なく処理を遅延し、あるいは適正な決裁手続を経ずに許可書を交付し、あるいは許可申請書類を未処理のまま放置するなど、65件の不適正な事務処理があったものが認められた。
- ⑥公有財産購入費の支出について、金額の半分の受領を代理人へ委任されているにもかかわらず、誤って全額を契約者へ支払っているものが認められた。

措置の内容

- ①滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与などの早期に現金化できる債権を中

心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にする等、収入未済額の縮減に努めている。県税の収入未済総額の約8割を占めている、市町村が賦課徴収する個人県民税については、県民局で徴収強化のための市町村支援を実施している。

また、給与から天引きする特別徴収を徹底する取組を推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。

今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により税収の確保に努める。

- ②滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与などの早期に現金化できる債権を中心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にする等、収入未済額の縮減に努めている。県税の収入未済総額の約8割を占めている、市町村が賦課徴収する個人県民税については、県民局で徴収強化のための市町村支援を実施している。

また、給与から天引きする特別徴収を徹底する取組を推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。

今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により税収の確保に努める。

- ③生活保護費返還金・徴収金については訪問や電話連絡などによる督促及び返還指導を継続し、徴収に努めている。

その結果、債務額の一部（282,252円）について償還があった。

また、一括返済が困難な者には履行延期承認により、滞納額を分納して納付可能な額を確実に納付させることとした（533,698円を履行延期。うち30,000円を令和5年度現年として収入済）。

これらにより、収入未済額のうち815,950円（12月末現在）を縮減している。

- ④許可申請書等を未処理のまま放置していたことについて、各申請者を訪問し、説明のうえ謝罪し、許可申請書に貼付されていた収入証紙を返還している。許可申請書等の確認は、担当職員及び副担当職員の2名体制で実施するものとし、いずれかの職員が不在の場合は、直属の上司が対応することを徹底した。新設の屋外広告申請管理台帳により、複数職員で厳重に処理状況を共有するなど、許可申請等の業務の進行管理を実施している。

- ⑤許可申請書等の確認は、担当職員及び副担当職員の2名体制で実施するものとし、いずれかの職員が不在の場合は、直属の上司が対応することを徹底した。新設の屋外広告申請管理台帳により、複数職員で厳重に処理状況を共有するなど、許可申請等の業務の進行管理を実施している。

更新申請は、許可期間が満了する2か月前に申請者に通知し、許可期間満了の10日前までに更新申請を行うよう、また、許可期間が満了したものは改めて新規申請を行うよう指導している。

申請書の確認に当たり、書類の添付漏れを防ぐためにチェックリストを活用し、確認している。

- ⑥支出命令書作成時は、請求書等関連書類を慎重かつ的確に確認しながらシステ

<p>ム入力を行い、その後、作成書類の再度のチェックを行うことを班内で周知徹底するとともに、出納員が慎重かつ確実な審査確認を行うこととした。 また、事例の少ない特殊な事案については処理手順を引継書へ記載し、マニュアル化することで適切な事務処理を徹底した。</p>							
真庭地域事務所	令和5年10月2日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①ガードレール修繕に係る費用弁償について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。 ガードレール修繕に係る費用弁償収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度末</td> <td style="text-align: center;">1,532,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度末</td> <td style="text-align: center;">1,502,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">比較増減</td> <td style="text-align: center;">△30,000円</td> </tr> </table>		令和3年度末	1,532,000円	令和4年度末	1,502,000円	比較増減	△30,000円
令和3年度末	1,532,000円						
令和4年度末	1,502,000円						
比較増減	△30,000円						
<p>措置の内容</p> <p>①債務者の転職により収入が不安定になったことが原因で分納が滞ったため、本人及び父親と面談・交渉を行ったところ、保証人である父親が任意での納付を約束したが、保証人からの納付は令和5年4月に30,000円の納付があったのみで、それ以降、債務者及び保証人からの納付はなされていない。 なお、道路の原因者負担金については、保証人への滞納処分は認められていないことから、債務者本人の支払能力を判断するため、令和6年2月末を目途に、関係自治体に対する課税状況の調査や金融機関への財産調査を行っており、その結果、滞納処分の執行停止の要件を満たし、回収が困難と判断された場合は、執行停止を行うこととしている。</p>							

2 企業局関係

監査実施機関	監査実施年月日
企業局	令和5年7月14日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①営業未収金（給水料金）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。なお、債務者が和解条項に反し、償還が滞った場合には、給水停止や抵当権の実行等の措置についての実施を検討する必要がある。</p>	

営業未収金（給水料金）収入未済状況

令和3年度末	81,211,512円
令和4年度末	80,941,512円
比較増減	△270,000円

②庁用自動車による交通事故での100万円以上の亡失損傷及び相手方に多大な損害が生じているものが認められた。

措置の内容

①平成29年に、債務者所有の土地及び建物へ抵当権を設定し、累積滞納額を確保したが、新型コロナウイルス感染症の影響等により支払が滞り滞納額が増加したことから、弁護士の協力を得て納付交渉を行うなど債権回収の強化に努めた。

その結果、令和4年9月に、現年度分の期限内納付及び過年度分の具体的な支払計画を定めた和解が成立し、その後は、和解に基づく支払が履行され、滞納額は減少してきている。

支払額の増額については、債務者から猶予の申出があり、弁護士とも協議の上、他の債権者と歩調を合わせ状況を見守っているところであるが、引き続き、債務者の財務状況等を把握しながら、債権管理を適切に行い、滞納額の減少に努めてまいりたい。

令和5年12月末現在収入状況 210,000円

②事故発生後速やかに職場会議を開催し、全職員に対し注意喚起をするとともに、再発防止に向けた取組を確認した。

また、企業局では、知事部局が行う研修に加え、警察署職員を講師に招いた安全運転研修や事故当事者等を対象とした教習所での運転実技に係る研修を独自に実施し、安全運転への意識や能力の向上を図るなど、再発防止に努めている。

3 教育委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日
教育庁	令和5年10月24日

監査結果（指摘事項）

①高等学校貸付奨学金返還金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

高等学校貸付奨学金返還金収入未済状況

令和3年度末	7,825,794円
令和4年度末	7,098,540円
比較増減	△727,254円

②地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金（高等学校等奨学金貸付金）について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金（高等学校等奨学金貸付金）収入未済状況

令和3年度末	21,491,929円
令和4年度末	28,047,148円
比較増減	6,555,219円

③地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金（大学奨学金貸付金）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金（大学奨学金貸付金）収入未済状況

令和3年度末	3,423,672円
令和4年度末	3,020,938円
比較増減	△402,734円

④地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息収入未済状況

令和3年度末	1,039,590円
--------	------------

令和4年度末	2,285,955円
比較増減	1,246,365円

措置の内容

- ①滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連帯保証人・保証人にも督促を行い、全ての債務者に状況を認識させている。  
 新たな収入未済の発生防止のため、早い段階から電話や訪問による督促を実施する（土日の訪問も実施）とともに、猶予制度の活用についても促している。  
 経済的理由により長期滞納となっている者に対しては、資力確認を行い、履行延期の特約等により徴収緩和を行っている。  
 また、繰り返しの督促に応じないなどの債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。  
 令和5年度過年度分については、令和6年1月5日現在で、122件992,748円の納付があり、また76件598,800円の履行延期の特約等を行った。
- ②滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。  
 また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。  
 これらの取組により、令和5年12月末現在で、高等学校等奨学金分81件729,816円の納付があった。
- ③滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。  
 また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。  
 これらの取組により、令和5年12月末現在で、大学奨学金分16件2,203,323円分の納付があった。
- ④滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。  
 また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。  
 これらの取組により、令和5年12月末現在で、延滞利息分6件27,927円分の納

付があった。

4 公安委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日						
警察本部	令和5年11月6日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①放置違反金等について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。</p> <p>放置違反金等収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度末</td> <td style="text-align: center;">1,514,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度末</td> <td style="text-align: center;">1,785,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">比較増減</td> <td style="text-align: center;">271,000円</td> </tr> </table>		令和3年度末	1,514,200円	令和4年度末	1,785,200円	比較増減	271,000円
令和3年度末	1,514,200円						
令和4年度末	1,785,200円						
比較増減	271,000円						
<p>措置の内容</p> <p>①収入未済の放置違反金を徴収するため、放置違反金等徴収強化期間を年2回設けている。また、休日や平日夕方の在宅が見込まれる時間帯に自宅等へ訪問することができるよう、徴収強化日を毎月複数日に増設し、複数職員が根気強く滞納者と直接面会して、丁寧な説明と説得により早期納付を促し、より実効性を高めた。</p> <p>県外の滞納者には、債権回収業者を介した所在確認、居住が疑われる地域の金融機関や社会保険事務所等への照会を継続し、滞納者の稼働先、口座等を把握して、滞納処分及び直接徴収を行った。</p> <p>さらに、滞納者に対して催促を繰り返し早期納付を促したほか、預貯金や自動車の差押え等の滞納処分を積極的に実施した。</p> <p>これらの継続的な取組の結果、令和5年12月末現在、収入未済額について、「現年度分」では、延滞金を1件6,400円に放置違反金を11件186,000円に圧縮し、「過年度分」では、延滞金を5件14,900円に放置違反金を18件273,000円にそれぞれ圧縮した。</p> <p>今後は、これまでの取組に毎週木曜日及び毎月給料日後の26日と27日を徴収強化日に加えるなど、収入未済の圧縮に向けて柔軟に措置を講じていく。</p>							
備前警察署	令和5年8月16日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷及び相手方に損害が生じ</p>							

ているものが認められた。

措置の内容

①事故の当事者となった職員に、再発防止教養を実施するとともに、全署員に事故の実例に基づいた具体的な事故防止教養を実施した。

また、朝礼時等機会あるごとに

- ・ 確実な安全確認
- ・ 運転中は運転に集中する
- ・ 運転員と側乗員の連携

等の基本的な留意事項を再認識させるとともに、具体的な事例を用いた危険予知トレーニングを行い安全運転への指導・教養を実施した。

◎岡山県監査公表第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和六年三月二十九日

岡山県監査委員	笹
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	本
岡山県監査委員	雅
岡山県監査委員	茂
岡山県監査委員	智
岡山県監査委員	飛
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	美
岡山県監査委員	保
岡山県監査委員	正
岡山県監査委員	彦
岡山県監査委員	智

監査実施機関	監査実施年月日
岡南飛行場管理事務所	令和6年2月7日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>停留料未納のまま停留が継続し、停留料の未納額が増加する状況が継続している航空機が、前回の監査で確認したものを含め、2機確認された。</p> <p>①前回(令和5年8月7日)の監査で確認したもの 平成30年5月分から令和6年1月末までの未納額の合計 3,728,637円</p> <p>②今回(令和6年2月7日)の監査で確認したもの 平成30年10月分から令和6年1月末までの未納額の合計 1,706,557円</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①について</p> <p>現在の使用方法が、飛行場の管理に著しい支障が生じていると判断し、使用者に対して停留を終える日時を明示するよう、令和6年1月25日付けで岡山県岡南飛行場条例第3条第2項に定める指示を行ったが、本人居所不明のため、指示文書が到達することなく返送されたことから、改めて公示送達の手続を進めているところである。</p> <p>今後、指示に従わなかった場合は、同条例第3条第3項の規定により、施設の使用停止等の命令を行うこととしており、その命令に従わなかった（航空機を移動させなかった）場合は飛行場の施設の不法占有状態となり、停留料債権の額が確定することから、岡山県債権管理条例に基づき、督促、強制執行等の債権管理を行う方針である。</p> <p>②について</p> <p>現在の使用方法が、飛行場の管理に著しい支障が生じていると判断し、使用者に対して停留を終える日時を明示するよう、令和6年1月25日付けで岡山県岡南飛行場条例第3条第2項に定める指示を行ったが、期日までに従わなかったことから、令和6年2月15日付けで同条例第3条第3項の規定により、施設の使用停止等の命令を行ったところである。</p> <p>今後、命令に従わなかった（航空機を移動させなかった）場合は飛行場の施設の不法占有状態となり、停留料債権の額が確定することから、岡山県債権管理条例に基づき、督促、強制執行等の債権管理を行う方針である。</p> <p>本件2機の事案を踏まえ、管理事務所は、岡山県岡南飛行場条例をはじめとする諸規程の施行に関する事務の委任を受けた県事務所として、改めてその職責を認識し、適正な管理に努めるとともに、事務の遂行上疑義が生じた場合には、速やかに航空企画推進課とその情報を共有して検討を行うとともに、内部統制担当部局から助言を仰ぎ、県民生活部全体として遅滞なく課題の共有及び対応していくことを再確認したところである。</p>	

なお、本件2機の事案を踏まえ、飛行場の使用者と長期間連絡がとれなくなるなど同様の事案が発生した場合は、飛行場の管理に重大な支障をきたすものと判断し、原則、指示等を行っていく方針としている。

再発防止に向けては、管理事務所と県民生活部で課題を共有し、関係部局や法律の専門家の意見も聴取しながら、停留期間の上限を定める規定等を新設することとして、令和6年2月20日付けで岡山県岡南飛行場管理業務処理規程を改正したところであり、今後は改正後の規定を適正に運用していくこととしている。

◎岡山県教育委員会規則第三号

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「学校体育班」を「学校体育班、全国高校総体推進班」に改める。

第十三条に次の一号を加える。

十二 令和七年度全国高等学校総合体育大会に関すること。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第四号

岡山県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和六年三月二十九日

岡山県教育委員会

岡山県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則  
岡山県立高等学校通信教育規則（昭和三十三年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の表中

岡山県立岡山東商業高等学校

四〇

を

岡山県立岡山東商業高等学校	四〇
岡山県立岡山御津高等学校	八〇

に改める。

第十条第二項中「定時制」を「全日制又は定時制」に改め、「前項の入学願書に当該高等学校長の通信教育受講許可書（様式第三号）を添えて」を「通信教育受講願書（様式第三号）を」に改める。

第十四条の二第七項中「三十単位」を「三十六単位」に改める。  
様式第三号を次のように改める。

様式第3号（第10条関係）

通信教育受講願書

年 月 日

岡山県立岡山操山高等学校長 殿

在籍高等学校名・課程 .....

ふりがな  
本人署名 .....

保護者署名 .....

私は、貴校通信教育における教科、科目等を次のとおり受講したいので、許可くださるようお願いします。

記

受講希望教科・科目等（学年）	
----------------	--

様式第四号中「  
附則  
を」を「  
を」に改める。

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の二の表の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第五号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「備考第四号」を「備考第六号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般  
教 育 事 務 所  
教 育 機 関

岡山県教育委員会広報事務取扱規程（昭和四十七年岡山県教育委員会訓令第2号）の  
一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

岡山県教育委員会

第四条第五項第三号中「、教育通信」こころのわを削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第3号

岡山県立高等学校長

岡山県立高等学校転入学に関する規程（昭和六十三年岡山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

岡山県教育委員会

第三条第一項中「岡山県立高等学校長（以下「校長」という。）を「高等学校長（第五条第二項に規定する教育長が別に指定する高等学校の校長を除く。以下「校長」という。）」に改める。

第五条中「前二条」を「前三条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育長が別に指定する高等学校の校長は、当該高等学校へ転入学の出願をした者については、定員に欠員がある場合は、選考の上、転入学を許可することができる。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第4号

庁 中 一 般  
教 育 事 務 所  
教 育 機 関  
県 立 学 校

岡山県教育委員会事務関係職員人事評価規程（平成二十四年岡山県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第二条第二項中「人事評価の対象としない」を「評価者及び評価対象者が双方協議の上、人事評価を省略する」に改める。

第三条第三項中「会計年度任用職員」を「会計年度任用職員（第三項会計年度任用職員を除く。第七条第七項及び第八項において「第五項会計年度任用職員」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、評価者及び評価対象者が双方協議の上、前二項の規定による第三項会計年度任用職員の例により評価を実施することを妨げない。

第三条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 任期の定めが六月以上かつ週当たりの勤務時間が十五時間三十分以上の会計年度任用職員（以下「第三項会計年度任用職員」という。）の人事評価は、毎年度二回行うものとし、四月一日から九月三十日までの期間に係る人事評価として中間評価を、十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に係る人事評価として最終評価を行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、休職等の事由により、同項の中間評価又は最終評価の対象となる期間における勤務すべき日のうち、二分の一に相当する日数以上勤務していない第三項会計年度任用職員については、当該中間評価又は最終評価の対象としない。

第三条第五項の次に次の一項を加える。

6 前項前段の規定にかかわらず、休職等の事由により、任期中の勤務すべき日のうち、二分の一に相当する日数以上勤務していない場合又は勤務しないことが見込まれる場合は、各所属長の判断により、評価の対象としないことができる。

第七条第五項中「会計年度任用職員」を「第三項会計年度任用職員」に、「原則として十二月一日を基準日とし」を「第三条第三項の中間評価にあつては十月一日を、同項の最終評価にあつては二月十五日を基準日として」に改め、同条第六項中「行った」を「行い、その結果について所属長又は所属長が指定する者の確認を受けた」に、「会計年度任用職員」を「第三項会計年度任用職員」に改め、同項の次に次の二項を加える。

7 第五項会計年度任用職員は、原則として十二月一日を基準日とし、実績評価に係る自己評価を行い、その結果を評価者に提出するものとする。

8 前項に規定する提出を受けた評価者は、実績評価に係る評価を行った上で、原則として、当該第五項会計年度任用職員と面談を行い、その結果を書面により交付するものとする。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。